

## 中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めることによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が、エネルギー価格高止まり等の影響を受ける道内中小・小規模企業等の生産性向上等を図るため、デジタル技術導入による経営改善の取組を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小・小規模企業等」とは、以下に掲げるものとする。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業並びにみなし大企業は除く。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- ④ 特定非営利活動促進法に基づき設立した特定非営利活動法人（従業員数が300人以下である法人に限る。）で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

(2) 「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、国及び自治体等の公的機関は次の①から⑤において大企業とみなす。また、海外企業についても、次の①から⑤において中小企業基本法第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなす。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(3) 補助事業者とは、補助事業を実施する補助対象者をいう。

- (4) 間接補助金とは、補助事業者が知事から交付を受けた補助金をその財源として、当該補助金の対象となる間接補助事業者に交付する補助金をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の全てに該当する単体法人又は複数法人による連合体とし、次条に定める事業を全道的に実施できる者とする。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有するものであること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。）に該当しないものであること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の業務によって実施する事業とする。

- (1) 道内中小・小規模企業等が行う、デジタル技術を活用した生産性向上等の経営改善に資する取組に要した経費の一部を補助する間接補助金の交付業務
  - ① 間接補助金に係る交付規程等の作成
  - ② 間接補助金の募集、申請受理、交付決定等
  - ③ 間接補助金の各種問い合わせの対応
  - ④ 間接補助金の交付事業者に対する実態調査
- (2) その他、間接補助金の交付に必要となる付随的業務として、知事が必要と認める業務

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。

- 2 別表1の補助金の交付対象となる経費は、別表2のとおりとし、次の各号の要件を満たすものであること。
- (1) 国、道、市町村等が交付する他の補助金、交付金の交付対象となった経費ではないこと。
  - (2) 全ての支払及び納入を完了した物品等に係る経費であること。
  - (3) 知事の承認を受けた経費であること。

(補助金額の算定方法)

第7条 補助金は、別表1の補助対象経費の実支出額に同表で定める補助率を乗じて得た額（同表で定める額を上限とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）の合計額とし、予算の範囲内で支給する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、知事に対し、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。）による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 経済第2号様式 事業計画書
  - (2) 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書
  - (3) 経済第10号様式 経費の配分調書
  - (4) 経済第11号様式 事業予算書
  - (5) 経済第23号様式 資金収支計画書
  - (6) その他知事が必要と認める書類等
- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 前項ただし書きの場合にあつては、次のとおりとする。
- (1) 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。
  - (2) 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第1号様式によりその金額（実績報告において、前号により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。  
また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- 4 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、その理由を明記した交付決定前着手届を別記第2号様式により、知事に提出することとする。

（補助金の交付決定）

第9条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該補助金交付申請書等の審査により、適正と認めるときは速やかに補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第 10 条 知事は、前条による補助金の交付決定を行う場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）」第 1 号様式に定める交付の条件及び次条から第 12 条の条件を付すものとする。

(交付規程)

第 11 条 補助事業者は、第 9 条の規定による補助金の交付の決定があった補助対象事業の実施に際し、間接補助金の交付手続等について別途交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

(間接補助金の交付を決定する場合に付すべき条件)

第 12 条 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付された条件と同一の条件を付けなければならない。

なお、この場合において「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第 23 条第 1 項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(申請の取下げ)

第 13 条 補助金の交付を申請した者は、第 9 条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付された条件に対して不服があるときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に経済第 13 号様式の補助金等交付申請取下書により、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の中止等)

第 14 条 第 9 条の規定による通知を受けた補助事業者は、同条の規定による補助金の交付の決定があった補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第 14 号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第 15 号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第 12 号様式の補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、その事業費について、20 パーセント以内の額の変更の場合は、この限

りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 17 条 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具等）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が 10 年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して 10 年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部又は一部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

この場合において、補助事業者は間接補助事業者に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ財産処分の承認申請を知事に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- 3 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(補助事業の遂行状況の報告等)

第 18 条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行に関し、報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

第 19 条 知事は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 14 条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日まで、経済第 19 号様式の補助事業等実績報告書に、次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る道の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- (1) 経済第 2 号様式 事業実績書
- (2) 経済第 20 号様式 補助金等精算書
- (3) 経済第 22 号様式 事業精算書
- (4) その他知事が別に指示する書類

(帳簿及び書類の備付け)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそ

れ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第22条 知事は、第20条の規定による補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告を受けた日から20日以内に補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第23条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、経済第16号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(補助決定等の取消し等)

第24条 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第25条 知事は、前条の規定による補助決定の取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月31日から適用する。

別表1 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助上限額	補助率
(1)デジタル技術を活用した生産性向上等の経営改善に資する取組に対する補助に要する経費 ※ 補助金交付に係る要件等は、別表3のとおり	1,400,000千円	10分の10以内
(2)補助金交付事務のために必要な事務経費	156,765千円	

別表2 間接補助対象経費

経費区分	機械装置・システム等費
	クラウド使用料
	借料
	委託費
	外注費
	その他の経費

別表3 間接補助金の額

区分	補助率	補助上限額
通常枠	1/2以内	200万円
賃上げ枠 ※	3/4以内	300万円

※賃上げ枠は以下のいずれかを満たすことを要件とする。

- ①申請日までの間に、従業員の平均賃金を令和6年12月時点と比較して3.5%以上引上げ
- ②事業完了日までの間に、従業員の平均賃金を令和6年12月時点と比較して3.5%以上引き上げる計画を作成し、当該計画に基づく賃上げを実施